



令和7年8月8日

埼玉労働局長
片淵 仁文 殿

埼玉地方最低賃金審議会
会 長 福田 素生

埼玉県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月14日付け埼労発基 0714 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、賛成多数（別紙1）により別紙2のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙3のとおり令和5年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金（時間額 1,028 円）は、令和5年度の埼玉県的生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

令和 7 年 8 月 8 日

議決書

埼玉地方最低賃金審議会は、令和 7 年度埼玉県最低賃金額の改定決定（諮問）に係る令和 7 年度埼玉県最低賃金に関する公益委員（案）について以下のとおり議決した。

賛 成

公益委員

小 寺 智 子

結 城 剛 志

使用者委員

安 藤 宏
加 藤 和 男
嶋 田 昌 美
廣 澤 健 一

反 対

労働者委員

小 畑 寿 成
近 藤 正 人
高 橋 克 彦
根 岸 朋 宏
矢 島 規 雄

以上

埼玉県最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県全域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,141円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年11月1日

埼玉県最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県全域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第 2 号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 1 4 1 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 1 1 月 1 日

埼玉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 埼玉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1,028 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準（令和 5 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（112,485 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

1,028 円（埼玉県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）
×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）＝144,184 円